

## 公民館等使用料の支払い（口座振替）について

平成 26 年 4 月

### 口座振替を希望される方

口座振替が可能な施設は公民館および若竹生活文化会館です。**（男女共同参画センター・ウェーブは不可）**

各公民館・若竹生活文化会館に設置してあります「公民館等使用料口座振替申込書(以下口座申込書)」を記入、押印のうえ、公民館等使用料口座振替取扱金融機関（下参照）へ提出してください。

また、『まなびネットにしのみや』（公民館・若竹文化会館のインターネット予約サービス）の「利用者設定変更」の「受付確認メール設定変更」画面から、**受付確認メールの登録を行ってください。**

金融機関では、窓口で口座申込書の内容を確認し、受付を終えると利用者控えをお渡しします。（まだ口座振替手続きは完了しておりません）

金融機関は口座振替の手続きを行い、手続き受付完了の通知を中央公民館に送付します。

公民館では、金融機関からの通知をもとに入力作業をおこない、利用グループ・団体の代表者様あてに「口座振替開始通知ハガキ」を郵送いたします。



口座振替準備は完了しました。

次のご予約から支払方法を「口座振替」にすることができます。

### 公民館使用料等口座振替取扱金融機関

三井住友銀行・三菱東京UFJ銀行・尼崎信用金庫・兵庫六甲農業共同組合  
・ゆうちょ銀行の5金融機関です。

金融機関で手続きの際は、**口座名義人様によるお手続き**が必要です。公民館等の利用者番号のわかるもの、振替希望口座名義人様の通帳、同じく口座名義人様の通帳にお使いの印鑑をご持参ください。口座名義人様が手続きできない場合等、サークル会員が代理で金融機関に手続きされる際は、各手続き希望の支店へおたずねください。（口座名義人でない代理人が手続きをする場合は手続きができないことがあります。）

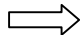
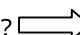
金融機関で手続き後、口座振替開始まで1～2ヶ月かかります。口座申込書を提出後も振替開始までは現金でのお支払いをお願いします。

### 口座からのお支払い

公民館等使用料については**利用月の翌月20日**（20日が土日祝日に当たる場合は翌銀行営業日）に前月利用分（前月利用で支払方法を「口座」に指定した利用分）を振替いたします。口座の残高にご注意ください。）

残高不足等により口座振替ができなかった場合には、現金により、各利用公民館の窓口で使用料をお支払いいただきます。

### Q & A

- ・口座名義人は代表者と同じでなければならないのですか？  同じでなくてもよいです。
- ・団体での登録で、口座は個人名義のものでも大丈夫ですか？  大丈夫です。

口座振替についてのお問合せ：西宮市立中央公民館 電話 0798-67-1567